

3 学友会規約

1. 大妻女子大学千代田校学友会規約

第1章 総 則

第1条（名称） 本会は、大妻女子大学千代田校学友会と称する。

第2条（所在） 本会は、大妻女子大学千代田キャンパスに置く。

第3条（目的） 本会は、学科学年を区別することなく本大学の学風に則し、自主協同の精神を養い学生生活の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条（会員） 本会は、大妻女子大学千代田キャンパスに在籍する全学生（大学院生を除く）をもって会員とする。

第5条（役員） 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計監査 1名

第6条（役員の選出） 役員は、第14条に定める執行部員の中より立候補または推薦により選出し、前年度後期総会において出席会員の過半数の承認を要する。

第7条（役員の任期） 役員の任期は1年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条（役員の職務） 役員の職務を次のとおり定める。

- (1) 会長は本会における最高責任者であり、本会におけるすべての事を把握する権利と義務を有する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計監査は定期的に会計監査を行う。

第2章 組 織

第9条（組織） 本会は目的達成のため、次の各号の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 執行部会
- (3) 文化部連絡協議委員会
- (4) 体育部連絡協議委員会
- (5) スポーツフェスティバル実行委員会
- (6) 文化祭実行委員会

第1節 総会

第10条（構成） 本会全会員をもって構成する。

第11条（性質） 本会最高の議決組織であり、全会員が出席する権利と義務を有する。

第12条（招集）

- (1) 開催は年2回をもって定例とし、会長がこれを招集する。
- (2) 本会全会員の1／3以上の要請がある場合及び、会長が必要と認めた場合は、会長がこれを招集する。

第13条（議決） 議決に際しては出席会員の過半数を要し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

第2節 執行部会

第14条（構成）会長、副会長、本会全会員の中から立候補し会長より任命された執行部員より構成する。

第15条（任務）学友会の活動目的達成のための執行部の意見を総括する。

第16条（招集）会長の招集によって定期的に開催する。

第17条（議決）議決に際しては出席部員の過半数を要し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

第3節 文化部連絡協議委員会

第18条（構成）

（1）体育関係を除く課外活動団体より成立し、各課外活動団体の文化部連絡協議委員1名ずつより構成する。

（2）全文化部連絡協議委員より互選された委員長1名を置く。

第19条（任務）文化部連絡協議委員会に属する課外活動団体の連絡調整及び活動の促進をはかる。

第20条（招集）文化部連絡協議委員長の招集によって開催する。

第21条（議決）議決に際しては出席委員の過半数を要し、可否同数の場合は文化部連絡協議委員長の決するところによる。

第4節 体育部連絡協議委員会

第22条（構成）

（1）体育関係の課外活動団体より成立し、各課外活動団体の体育部連絡協議委員1名ずつより構成する。

（2）全体育部連絡協議委員より互選された委員長1名を置く。

第23条（任務）体育部連絡協議委員会に属する課外活動団体の連絡調整及び活動の促進をはかる。

第24条（招集）体育部連絡協議委員長の招集によって開催する。

第25条（議決）議決に際しては出席委員の過半数を要し、可否同数の場合は体育部連絡協議委員長の決するところによる。

第5節 スポーツフェスティバル実行委員会

第26条（構成）

（1）本会全会員の中から立候補者を募り、構成する。

（2）スポーツフェスティバル実行委員より互選された委員長1名を置く。

第27条（任務）スポーツフェスティバルにおけるすべてのことを執行する。

第6節 文化祭実行委員会

第28条（構成）

（1）本会全会員の中から立候補者を募り、構成する。

（2）文化祭実行委員より互選された委員長1名を置く。

第29条（任務）文化祭におけるすべてのことを執行する。

第3章 会計

第30条（会費）本会会員は、会費を前期の初めに納入しなければならない。

第31条（会計年度）会計は4月1日より翌年3月31日までとする。

第4章 補則

第32条（改廃）この規約の改廃は、総会において出席会員の過半数の承認を要する。

附 則

この規約は、平成 29 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 3 日から施行する。

2. 大妻女子大学多摩校校友会規約

第 1 章 総 則

第 1 条（名称） 本会は、大妻女子大学多摩校校友会と称する。

第 2 条（所在） 本会は、大妻女子大学多摩キャンパスに置く。

第 3 条（目的） 本会は、学科学年を区別することなく本大学の学風に則し、自主協同の精神を養い学生生活の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 4 条（会員） 本会は、大妻女子大学多摩キャンパスに在籍する全学生（大学院生を除く）をもって会員とする。

第 5 条（役員） 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名以上
- (3) 会計監査 1 名

第 6 条（役員の選出） 役員は、第 1 4 条に定める執行部員の中より立候補または推薦により選出し、前年度後期総会において出席会員の過半数の承認を要する。

第 7 条（役員の任期） 役員の任期は 1 年とし、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 8 条（役員の職務） 役員の職務を次のとおり定める。

- (1) 会長は本会における最高責任者であり、本会におけるすべての事を把握する権利と義務を有する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計監査は定期的に会計監査を行う。

第 2 章 組 織

第 9 条（組織） 本会は目的達成のため、次の各号の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 執行部会
- (3) 文化部連絡協議委員会
- (4) 体育部連絡協議委員会
- (5) スポーツフェスティバル実行委員会
- (6) 文化祭実行委員会

第 1 節 総会

第 10 条（構成） 総会は、本会全会員をもって構成する。

第 11 条（性質） 本会最高の議決組織であり、全会員が出席する権利と義務を有する。

第 12 条（招集）

- (1) 開催は年 2 回をもって定例とし、会長がこれを招集する。
- (2) 本会全会員の 1 / 3 以上の要請がある場合及び、会長が必要と認めた場合は、会長がこれを招

集する。

第13条（議決）議決に際しては出席会員の過半数を要し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

第2節 執行部会

第14条（構成）会長、副会長、本会全会員の中から立候補し会長より任命された執行部員より構成する。

第15条（任務）学友会の活動目的達成のための執行部の意見を総括する。

第16条（招集）会長の招集によって定期的に開催する。

第17条（議決）議決に際しては出席部員の過半数を要し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

第3節 文化部連絡協議委員会

第18条（構成）

（1）体育関係を除く課外活動団体より成立し、各課外活動団体の文化部連絡協議委員1名ずつより構成する。

（2）全文化部連絡協議委員より互選された委員長1名を置く。

第19条（任務）文化部連絡協議委員会に属する課外活動団体の連絡調整及び活動の促進をはかる。

第20条（招集）文化部連絡協議委員長の招集によって開催する。

第21条（議決）議決に際しては出席委員の過半数を要し、可否同数の場合は文化部連絡協議委員長の決するところによる。

第4節 体育部連絡協議委員会

第22条（構成）

（1）体育関係の課外活動団体より成立し、各課外活動団体の体育部連絡協議委員1名ずつより構成する。

（2）全体育部連絡協議委員より互選された委員長1名を置く。

第23条（任務）体育部連絡協議委員会に属する課外活動団体の連絡調整及び活動の促進をはかる。

第24条（招集）体育部連絡協議委員長の招集によって開催する。

第25条（議決）議決に際しては出席委員の過半数を要し、可否同数の場合は体育部連絡協議委員長の決するところによる。

第5節 スポーツフェスティバル実行委員会

第26条（構成）

（1）本会全会員の中から立候補者を募り、構成する。

（2）スポーツフェスティバル実行委員より互選された委員長1名を置く。

第27条（任務）スポーツフェスティバルにおけるすべてのことを執行する。

第6節 文化祭実行委員会

第28条（構成）

（1）本会全会員の中から立候補者を募り、構成する。

（2）文化祭実行委員より互選された委員長1名を置く。

第29条（任務）文化祭におけるすべてのことを執行する。

第3章 会計

第30条（会費）本会会員は、会費を前期の初めに納入しなければならない。

第31条（会計年度）会計は4月1日より翌年3月31日までとする。

第4章 補 則

第32条 （改廃）この規約の改廃は、総会において出席会員の過半数の承認を要する。

附 則

この規約は、平成11年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年12月4日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年12月3日から施行する。

I
大学情報

II
学籍・
学生証・

III
キャン
パス・フ
ァブ

IV
学内シ
ステム
関連

V
学生生
活支援
施設・
制度

VI
海外研
究・修
学・学
習・学
習・学
習

VII
災害時
の
対応

VIII
学友会

IX
学費等

X
関連団
体等

XI
その他

XII
規
程